

# 特定都市河川の指定 及び 雨水浸透阻害行為の許可について

千葉県河川整備課  
千葉県一宮川改修事務所



■ スケジュールは、以下のとおり。

**R4.9.5**            **第5回流域治水協議会**  
**(流域市町村長の合意)**

**R4.10.13~11.12**   **パブリックコメント**

**R4.11.16~11.30**   **市町村意見照会**

**R4.12.1~ 12.22**   **国同意協議**

**R5.1.31**            **特定都市河川の指定について公示**  
**(法改正後、関東地方で初)**

**R5.10.1**            **特定都市河川の指定 (施行)**

# 一宮川水系における特定都市河川の指定内容

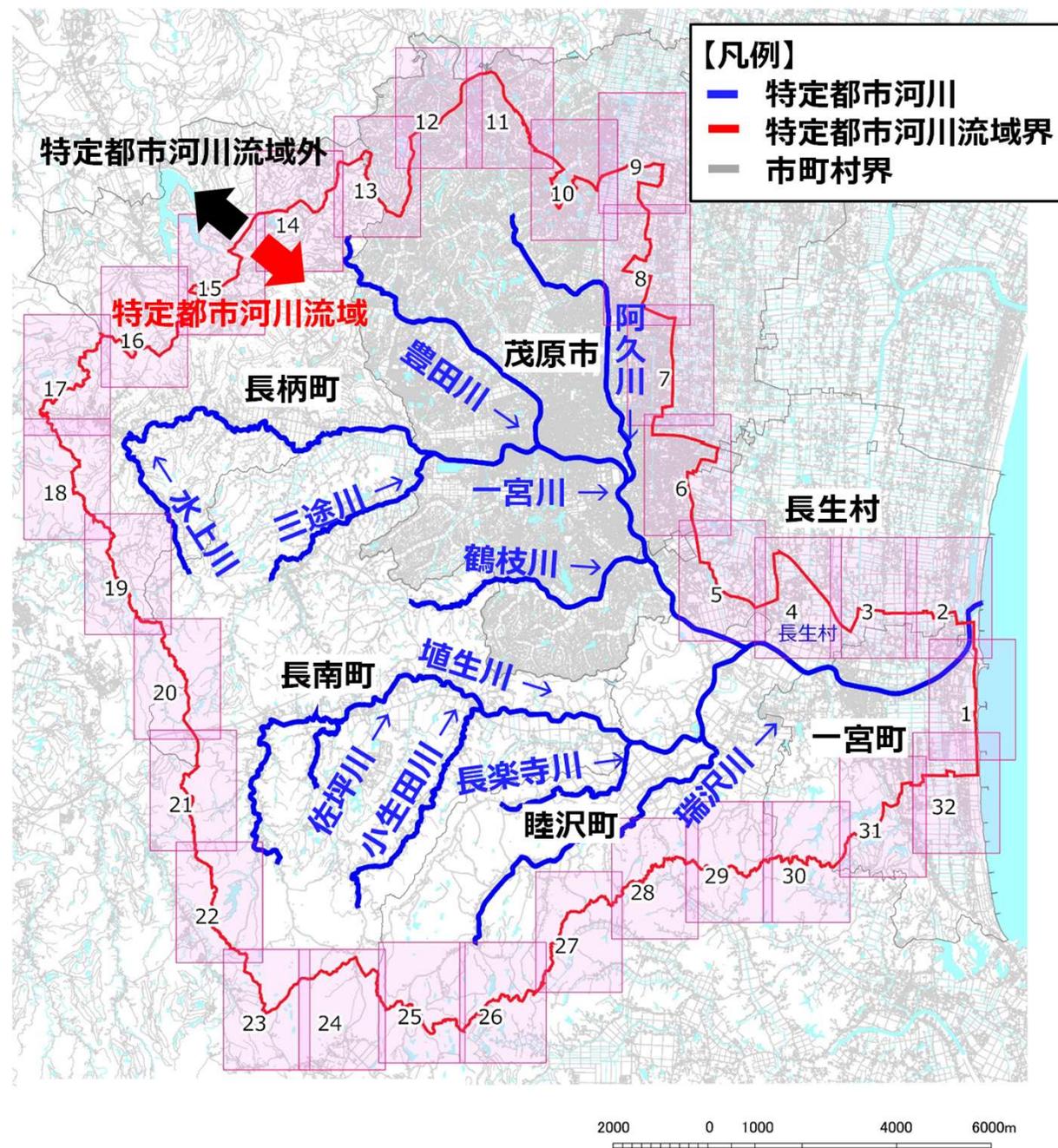
- 特定都市河川浸水被害対策法 第3条第5項の規定に基づき、**特定都市河川、特定都市河川流域**を以下のとおり**指定**します。  
(法改正後、関東地方では**初の指定公示**)

## (1) 特定都市河川

一宮川、瑞沢川、埴生川、長楽寺川、小生田川、佐坪川、鶴枝川、阿久川、豊田川、三途川、水上川

## (2) 特定都市河川流域

茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町のうち、右図に示す部分



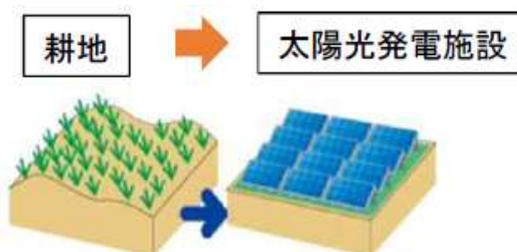
- 特定都市河川に指定されることにより、  
雨水浸透阻害行為（面積1,000m<sup>2</sup>以上）に対して、  
知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。  
（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、  
雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、  
流出を抑制する対策を求めるものです）

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない（次頁のとおり））

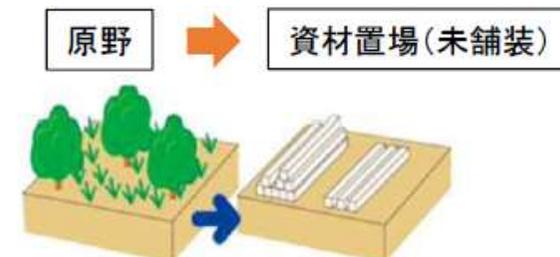
- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



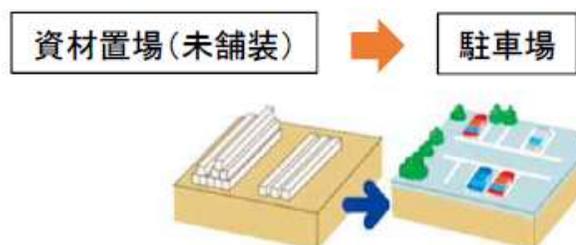
- ② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ③ ローター等により土地を締め固める行為



- ④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：  
宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：  
山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

# 雨水浸透阻害行為の許可制度に該当するか否か

- 例えば、現況で宅地や舗装されている場合、許可制度の該当しない。  
また、運動場から締め固められた土地に変更する場合も、該当しない。

		行為後（計画）の土地利用				
		宅地等※1	舗装 コンクリート	ゴルフ場 運動場※2	締め固め られた土地	山地、林地、 耕地、原野※3
行為前（現況） の土地利用	宅地等※1	該当しない				該当しない
	舗装、コンクリート	該当しない				
	ゴルフ場 運動場※2			該当しない		
	締め固め られた土地	該当 (法第30条 第1号)	該当 (法第30条 第2号)	該当 (政令第8条 第1号)	該当しない	
	山地、林地 耕地、原野※3				該当 (政令第8条 第2号)	

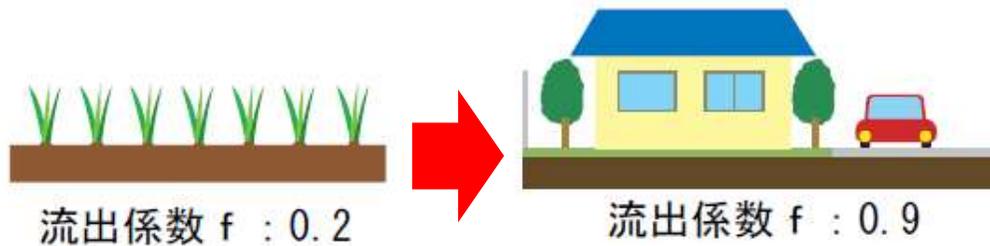
※1 宅地、池沼・水路・ため池、道路、鉄道幹線、飛行場  
 ※2 雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る  
 ※3 山地、人工植生法面、林地・耕地・原野類

# 流出抑制対策のための雨水貯留浸透施設

## ■ 雨水浸透阻害行為を行う場合の雨水貯留浸透施設は、以下のようなものが挙げられます。

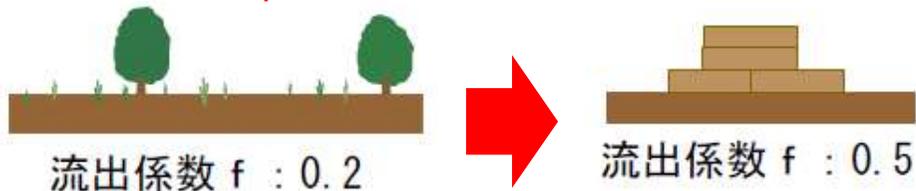
- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更  
(耕地→宅地の例)

490m<sup>3</sup>/haの雨水貯留浸透施設が必要



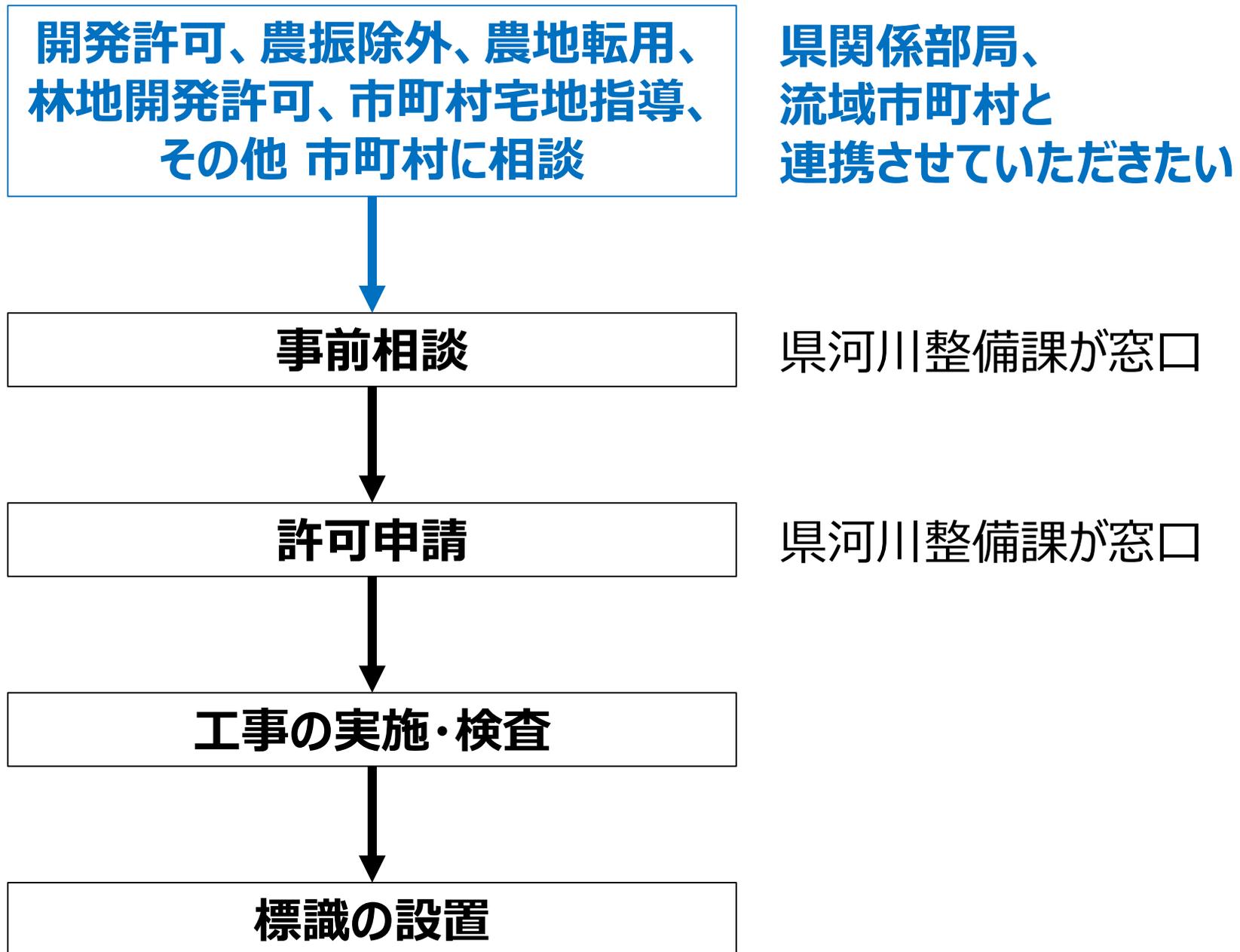
- ② ローラー等により土地を締め固める行為  
(原野→資材置場 (未舗装) の例)

160m<sup>3</sup>/haの雨水貯留浸透施設が必要



雨水貯留浸透施設の事例  
(表面貯留の場合)

※ 上記概算値は、対策規模が最小に近い値 (ただし浸透対策なし) となるよう計算した概算値です。



## 特定都市河川指定の公示(R5.1.31)

- ・ 許可申請の手引き等の作成、制度の周知

## 特定都市河川の指定(R5.10.1)

- ・ 雨水浸透阻害行為の許可
- ・ 流域水害対策協議会：計画の作成や実施に係る  
連絡調整のための法定組織（法第7条）

## 流域水害対策計画の策定

- ・ 流域水害対策計画：流域の浸水被害の防止を図るための  
対策に関する計画（法第4条）